

○尾道市港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の許可申請手続等に関する規則

昭和51年4月1日

規則第9号

改正 昭和62年3月31日規則第8号

平成4年1月1日規則第1号

平成12年3月22日規則第27号

平成15年5月22日規則第39号

令和2年3月12日規則第10号

(題名改称)

令和3年12月1日規則第61号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(この規則の趣旨)

第1条 市が管理する港湾の港湾区域又は港湾隣接地域内における港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第37条第1項の行為の許可等に関しては、港湾法及び港湾法施行令（昭和26年政令第4号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(令2規則10・一部改正)

(定義)

第1条の2 この規則において「水域の土地的利用等」とは、水域の占用であつて、海上浮体施設、人工地盤方式の工作物等により水域を土地的に利用するもの及びマリーナの泊地等として水域を利用するものをいう。

(許可の申請手続)

第2条 市が管理する港湾の港湾区域又は港湾隣接地域内における法第37条第1項各号に掲げる行為について、同項の規定による市長の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、次の表に掲げる区分に従い申請書に当該添付書類欄に掲げるもののほか、環境影響評価書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

行為の種類	申請書の様式	添付書類
法第37条第1項第1号に掲げる行為(以下「占用」という。)	別記様式第1号	1 土地的利用等の場合 ア 位置図、平面図、断面図及び近傍の法務局備付地図 イ 求積図及び求積計算書

		<p>ウ 工作物の設置を伴うときは、当該工作物の設計書、構造図及び安全を証する書類</p> <p>エ 水域を占有することを必要とする理由書</p> <p>オ 申請者が民間企業の場合は、当該企業に関する書類</p> <p>カ 周辺の漁業権設定の状況図</p> <p>キ マリーナの泊地として水域の占有をしようとするときは、マリーナ整備計画書</p> <p>ク 当該占有に関し直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書</p> <p>2 土地的利用等以外の場合</p> <p>ア 位置図、平面図及び断面図</p> <p>イ 求積図及び求積計算書</p> <p>ウ 工作物の設置を伴うときは、当該工作物の設計書及び構造図</p> <p>エ 当該占有に関し直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書</p>
法第37条第1項第2号に掲げる行為(以下「土砂の採取」という。)	別記様式第2号	<p>1 位置図、平面図及び断面図</p> <p>2 土量計算書及び別記様式第6号による使用船明細表</p> <p>3 当該土砂の採取に関し直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書</p>
法第37条第1項第3号に掲げる行為	別記様式第3号	<p>1 位置図、平面図及び断面図</p> <p>2 工作物の設計書、構造図及び断面図</p> <p>3 土量計算書</p> <p>4 当該行為に関し直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書</p>
法第37条第1項第4号に掲げる行為で令第14条第1号に定めるもの	別記様式第4号	<p>1 位置図、平面図及び断面図</p> <p>2 構築物の設計書、構造計算書及び載荷重量計算書</p>

<p>法第37条第1項第4号に掲げる行為で令第14条第2号に定めるもの（以下「廃物の投棄」という。）</p>	<p>別記様式第5号</p>	<p>1 位置図、平面図及び断面図 2 当該廃物の投棄に関し直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書</p>
--	----------------	---

（令2規則10・一部改正）

（許可の基準等）

第3条 市長は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- (1) 水域の公共性又は公益性が著しく損なわれないものであること。
- (2) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に著しく支障を与えないものであること。
- (3) その他市長が定める基準に適合するものであること。

2 市長は、前条の許可の申請について、許可又は不許可の処分をしようとするときは、あらかじめ広島県海域利用審査会の意見を聴くことができる。

3 市長は、前条の許可に水域の管理上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき海域管理上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) 第2条の規定に違反した者
- (2) 前条第3項の条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第2条の規定による許可を受けた者

（許可事項の変更）

第5条 許可を受けた者（以下「占有者等」という。）が、当該許可の目的となっている行為の内容、方法その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第7号による許可変更申請書を市長に提出しなければならない。ただし、占有者等の氏名又は名称及び住所の変更については、届出をもって足りるものとする。

（権利義務の承継届）

第6条 占有者等の死亡又は合併により、占有者等が有していた許可に基づく地位を承継し

た者は、その承継の日から30日以内に、別記様式第8号による届書に戸籍謄本、法人登記簿謄本その他承継の事実を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(工事等の届出)

第7条 占有者等(廃物の投棄についての許可を受けた者を除く。)は、当該許可に係る行為に着手し、又は当該行為を中止し、若しくは完了したときは、遅滞なく、別記様式第9号による工事着手等届出書を市長に提出しなければならない。

(標識の掲出)

第8条 占有者等(土砂の採取又は廃物の投棄についての許可を受けた者を除く。)は、当該許可に係る行為に着手したときは、当該行為の場所の見やすい位置に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可年月日及び指令番号
- (3) 許可を受けた行為
- (4) 許可の面積、長さ、基数又は本数
- (5) 許可期間

(載荷重量等の指定)

第9条 令第14条第1号の規定により市長が指定する護岸、堤防、岸壁、栈橋及び物揚場並びに構築物の載荷重量については、別に定めて告示する。

2 令第14条第2号の規定により市長が指定する廃物は、汚水、ごみ、土砂その他これらに類する物とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、漁業に関する免許又は許可を受けて水産動植物の採捕又は養殖を行うための占用については、第7条の規定は、これを適用しない。
- 3 この規則施行の際現に占用許可を受けて港湾区域内の水域を占有している者に係る占用料等については、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。

付 則(昭和62年3月31日規則第8号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成4年1月1日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に市長に対して行っている許可の申請その他の手続でこの規則に相当の規定のあるものは、この規則による許可の申請その他の手続とみなす。

付 則（平成12年3月22日規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成15年5月22日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月12日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月1日規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則の各条の規定による改正前の当該各条の規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

( 水 域・公共空地 ) 占用許可申請書

年 月 日

尾 道 市 長 様

住 所  
申請人  
氏 名

次のとおり水域の占用(水域の土地の利用の場合・水域の土地の利用等以外の場合)をしたいので、許可してください。

港湾名

占 用 場 所	尾道市	地 先 地先水域
占 用 目 的		
占 用 面 積	m <sup>2</sup>	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
施設又は工作物の構造		
工事の実施方法		
工事の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第2号(第2条関係)

土砂採取許可申請書

年 月 日

尾道市長様

住所  
申請人  
氏名

次のとおり土砂を採取したいので、許可してください。

		港湾名
採取場所	尾道市	地先 地先水域
採取目的		
採取の種別及び数量		
採取区域の面積	m <sup>2</sup>	
採取及び搬出の方法		
採取期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第3号(第2条関係)

水域施設等(建設・改良)許可申請書

年 月 日

尾道市長様

住所  
申請人  
氏名

次のとおり建設・改良したいので、許可してください。

港湾名

施設の種類	
建設・改良の場所	尾道市 地先 地先水域
建設・改良の目的	
工事の概要	
工事の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の実施方法	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第4号(第2条関係)

構築物建設許可申請書

年 月 日

尾道市長様

住所  
申請人  
氏名

次のとおり構築物を建設したいので、許可してください。

港湾名

建設の場所	尾道市	地先 地先水域
指定港湾施設の名称		
構築物の種類 及び構造		
構築物の載荷重量	1平方メートル当たり	トン
構築物建設の目的		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事の実施方法		

注 不要の文字は、消すこと。

様式第5号(第2条関係)

廃物投棄許可申請書

年 月 日

尾道市長様

住所  
申請人  
氏名

次のとおり廃物を投棄したいので、許可してください。

港湾名

投棄物の種類	
投棄の場所	尾道市 地先水域
投棄の理由	
投棄の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
投棄物の性質	
投棄の量	
投棄の方法	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第6号(第2条関係)

使 用 船 明 細 表

船 名 (船 舶 番 号)		
船 籍 港		
所 有 者	氏 名(名 称)	
	住 所(所 在 地)	
船 長 名		
総 ト ン 数		
積 載 量 ( m <sup>3</sup> )		
航 行 区 域		
自家用船・営業船の別 ※自家用船の場合は、自家用船舶届出の受理年月日を、営業船の場合は、船舶貸渡業の許可年月日及び許可番号を記載すること。		
営 業 船 の 貸 渡 先		
積 み 込 み 時 間		
1 時 間 当 た り の 作 業 量		
バケツ1回当たりのつかみ量		
ポンプの能力 (馬力) (水深)		
備 考		

様式第7号(第5条関係)

許 可 変 更 申 請 書

年 月 日

尾 道 市 長 様

住 所  
申請人  
氏 名

次のとおり許可を受けた事項を変更したいので、許可してください。

港湾名

許 可 件 名	
許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	
許 可 の 場 所 及 び 数 量	
変 更 し よ う と す る 事 項	
変 更 し よ う と す る 理 由	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第8号(第6条関係)

権利義務継承届出書

年 月 日

尾道市長様

住 所  
占有人  
氏 名

住 所  
継承人  
氏 名

次のとおり許可によって生じた権利義務を継承したので、届け出ます。

港湾名

許 可 件 名	
許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	
許 可 の 場 所 及 び 数 量	
継 承 の 理 由	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第9号(第7条関係)

工 事( 着手・中止・完了 )届出書

年 月 日

尾 道 市 長 様

住 所  
申請人  
氏 名

次のとおり工事を( 着手・中止・完了 )したので、届け出ます。

港湾名

許 可 件 名	
許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	
工 事 の 場 所	
工 事 の 概 要	
着 手 工事の 中止 年月日 完 了	

注 不要の文字は、消すこと。

様式第1号 (第2条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第3号 (第2条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第4号 (第2条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第5号 (第2条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第6号 (第2条関係)

様式第7号 (第5条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第8号 (第6条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)

様式第9号 (第7条関係)

(令2規則10・令3規則61・一部改正)